

令和 7 年度（令和 8 年度～ 設置分）

岡崎市民病院における自動販売機設置事業者募集要項

岡崎市民病院

公募概要

1 公募物件

物件一覧表及び物件調書のとおり

2 応募資格

次の要件の全てを満たす者であること。

- (1) 自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。（岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除指導を受けていないこと。

なお、既に実施された岡崎市民病院における自動販売機設置事業者募集において、設置事業者に決定しながらその契約期間中に中途解約を行った者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、岡崎市民病院が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

3 応募条件

物件調書、仕様書及び目的外使用許可書（案）に記載のとおり。提案者は、必ず事前に現地確認を行い、施設及び物件調書の条件に関して疑義がある場合は岡崎市民病院事務局施設課に問い合わせを行ってください。

4 応募手続

(1) 提出書類

ア 公募参加申込書兼誓約書（1法人につき1枚 別紙様式1）

イ 見積書（物件ごとに1枚 別紙様式2 ※様式中に記載例がありますのでよくご確認ください。）

※ 様式は岡崎市民病院ホームページからダウンロード可能です。ア、イを1通の封筒にまとめて提出していただいて構いません。

(2) 受付期間・提出先

令和8年2月20日（金）午後5時15分まで

郵送可（上記日時必着）。直接提出の場合は上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けを行います。

[宛先：〒444-8553 岡崎市高隆寺町字五所合3番地1 岡崎市民病院事務局施設課]

5 選定候補者の決定

岡崎市民病院が定めた最低使用料以上の額で、最も高額な年間使用料を見積もった者を選定候補者とします。最高の応募価格が2者以上ある場合は、職員によるくじ引きにより選定候補者を決定します。

応募の結果は令和8年2月24日（火）に岡崎市民病院ホームページで公表します。

※選定候補者には、個別に結果を連絡します。

6 見積書提出の無かった物件の取扱い

見積書提出の無かった物件については原則、先着順にて選定候補者を決定します。

先着順による申込みは、令和8年3月2日（月）午前9時から受付を行います。（見積書提出の無かった物件については、令和8年2月24日（火）以降、岡崎市民病院事務局施設課に問い合わせてください。）

先着順による使用許可における使用料の額は、最低使用料とします。

7 審査

選定候補者は令和8年3月13日（金）までに次の審査書類を提出してください（郵送可）。審査結果は3月下旬までに通知します。

〔審査書類〕

名 称	必 要 部 数
役員名簿（別紙様式3）	各1部（原本）
会社法人用全部事項証明書（履歴事項証明書は現在事項証明書）	
市税等納税証明書 ※国税、県税は不要	※コピー不可

・証明書は発行日から3箇月以内のものに限る。

・市税等の納税証明書について

市内の者…本市のもの（東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請）

市外の者…所在地等のもの（所在地の役所で「滞納のない証明」と申請）

※ただし、本市において、下記の市税に該当する税の課税がある場合は本市のものも必要です。

●市税の種類

法人市民税：法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税

固定資産税：土地・家屋・償却資産に対してかかる税

軽自動車税：原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税

8 設置

上記の審査に合格した者のみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7

項に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、設置を行うことができます。設置日までに行政財産目的外使用許可申請書（別紙様式4）を提出し、行政財産目的外使用許可書（別紙様式5）の交付を受けてください。設置にあたっては、事前に日時等を岡崎市民病院と協議し、令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）までに完了するものとします。（休診日等は設置できない場合があるため、注意してください。）転倒防止措置等を取るなど、安全面に十分に配慮してください。

自動販売機設置仕様書

岡崎市民病院が公募により自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）を選定し行う自動販売機の設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例の定めるところによって処理するものとする。

1 使用の範囲

使用の範囲には、回収ボックス（ごみ箱）設置スペースを含むものとする。

2 使用料の納付方法

- (1) 使用料の納付は、年度毎に年度額を一括で前納するものとする。
- (2) 施設使用料等の納付は、市の発行する納入通知書により納付する。
- (3) 使用者の希望により、許可期間内に使用を辞退する場合において返納は行わないものとする。

3 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とする。
- (2) 光熱水費等は、使用料に含むものとし、別途徴収しない。

4 利用上の制限

- (1) 販売品目は物件調書に記載のあるものとし、酒類及びタバコの販売は行わないこと。
- (2) 自動販売機は、物件ごとに指定されたタイプを設置すること。なお、設置する自動販売機の高さは原則2.0m未満とするが、個別に条件のあるものについてはこの限りでない。
- (3) 設置機器は、省電力タイプのものを採用すること。

- (4) 商品補充、自動販売機維持管理等のための車両は、岡崎市民病院の指定する場所へ駐車すること。
- (5) 販売価格は通常市販価格を超えてはならない。
- (6) 販売した商品の容器は、設置者の責任で回収すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。
- (7) 使用区画の使用の権利及び自動販売機による物品の販売に係る業務を第三者に譲渡転貸又は再委託してはならない。
- (8) 使用面積は空き容器回収箱分も含めて1台区画につき2m²とし、設置機器の大きさは幅1.2m×奥行0.8m程度とすること。
- (9) 自動販売機は、新硬貨及び新紙幣に対応したものとすること。
- (10) 上記以外に別途条件が付されている場合はそれに従うこと。

5 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収、金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (2) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、本体に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。なお苦情対応等を迅速に対応できる体制とし、来院時は病院にふさわしい清潔な服装とすること。
- (3) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (4) 商品の具体的な構成及び商品補充・容器回収頻度については、設置者決定後、事務局施設課と協議して決定することとする。ただし、当該施設の良好な運営のため、事務局施設課より商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。
- (5) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (6) 節電等、岡崎市民病院が行う各種取り組みに協力すること。
- (7) 岡崎市民病院からの求めに応じて、自動販売機別の売上を記載した報告書を毎月15日までに提出すること。
- (8) 設置者は販売品目や価格の変更をする場合、変更内容を記載した報告書を提出すること。

6 廃棄物の処理

- (1) 使用済容器については、設置者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適正処理を行うこと。
- (2) 使用済容器の処理に関する費用は、設置者の負担とする。

7 届出事項

次の各号のいずれかに該当するときは、設置者は書面により速やかに市に対して届け出ること。

- (1) 本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更のあったとき。
- (2) 地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 本許可に伴い設置される自動販売機の機器変更を行うとき。

8 その他

- (1) 各物件の個別に係る条件については、物件調書の内容によるものとする。ただし、調書に図示した設置場所は目安であるため、実際の設置場所は現地の状況に応じて事務局施設課と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 岡崎市民病院が、許可の期間中に、当該施設内において、他の自動販売機又は売店等の販売施設の新設を行った場合であっても、本仕様に基づく許可は当初の条件どおり継続するものとし、使用料の変更は行わないものとする。

物件一覧表

物件番号	区画	設置場所	種別	数量
1	B	病棟1階 自販機コーナー	アイスクリーム	1台
2	C 1	病棟1階 自販機コーナー	飲料(カップ)	1台
	C 2	病棟2階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	C 3	病棟4階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	C 4	病棟6階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	C 5	病棟8階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
3	D 1	診療棟1階 自販機コーナー	飲料(カップ) 無料の水・お湯含む	1台
	D 2	病棟3階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	D 3	病棟5階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	D 4	病棟7階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	D 5	西棟2階 談話室	飲料(缶・PETボトル)	1台
4	E 1	診療棟3階 手術室	飲料(缶・PETボトル)	1台
	E 2	病棟地下1階 供給口	飲料(缶・PETボトル)	1台
	E 3	西棟地下1階 医局	飲料(缶・PETボトル)	1台
5	F 1	救急棟1階 玄関前	飲料(缶・PETボトル)	1台
6	G 1	救急棟1階 待合廊下	飲料(缶・PETボトル) 経口補水液(OS-1)含む	1台

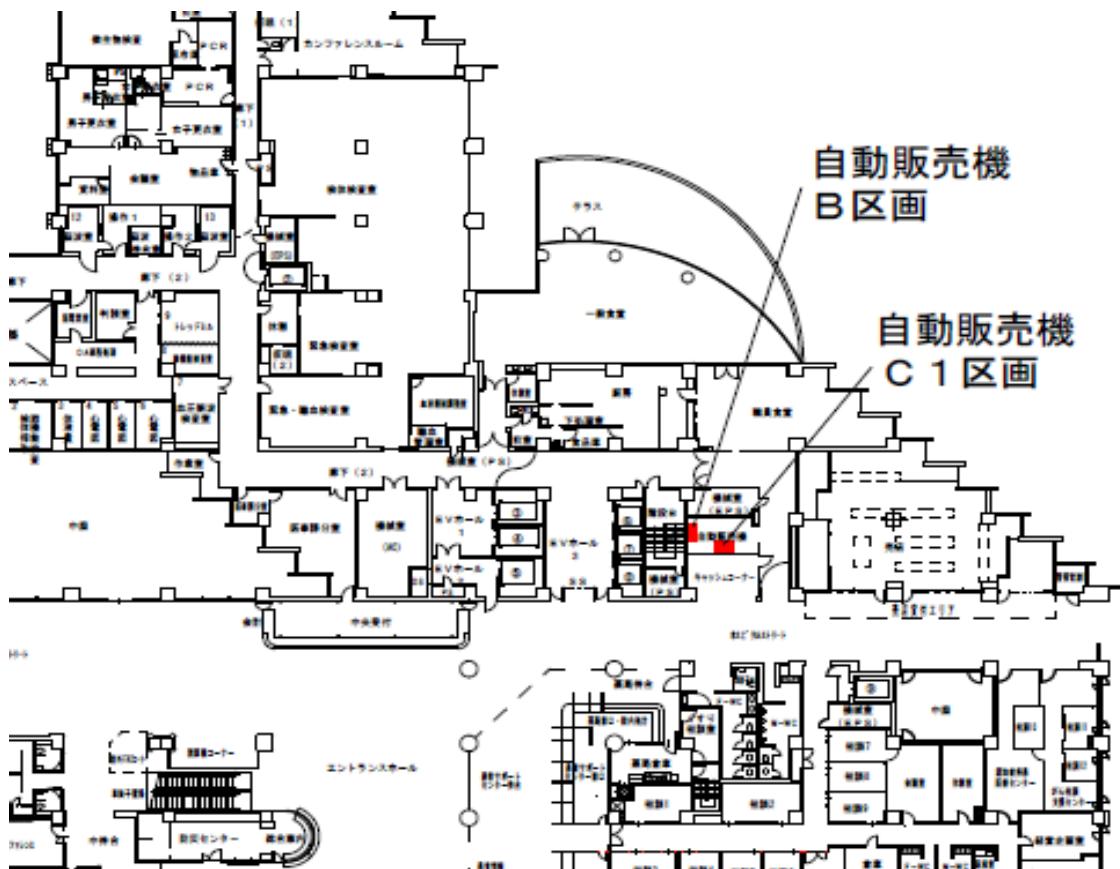
物件調書

物件番号 1

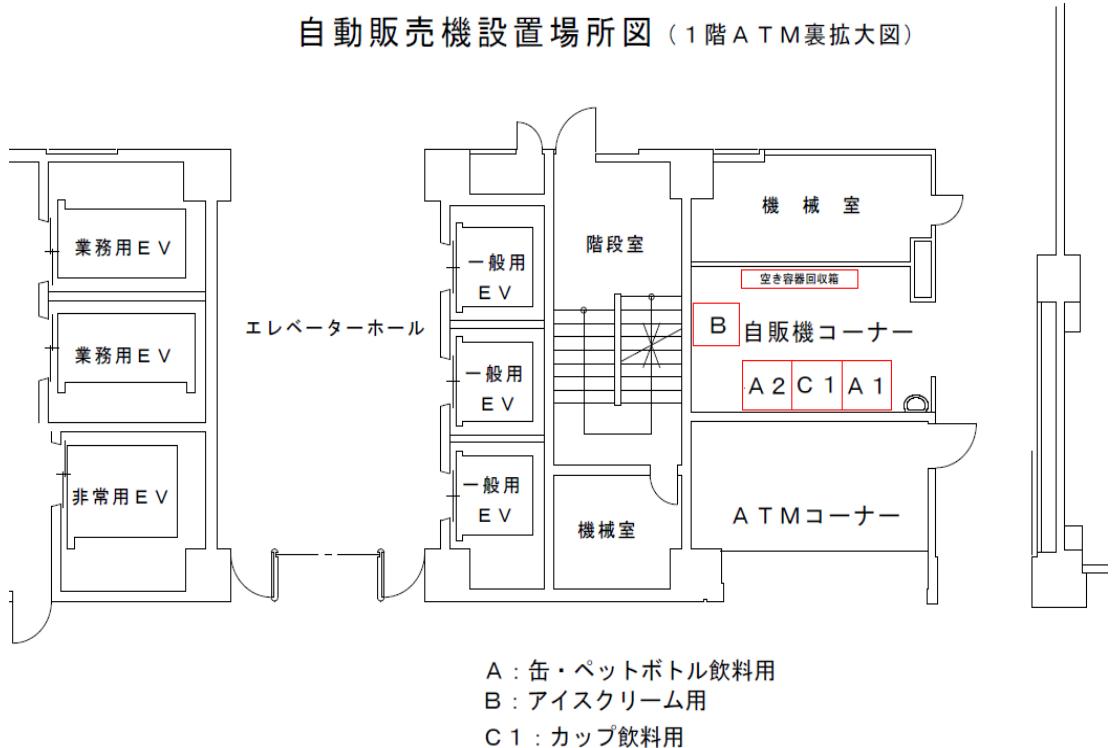
区画名	B 1		
施設内設置場所	病棟 1 階自販機コーナー		
自動販売機のタイプ	アイスクリーム		
最低使用料（年額）	67,680円（税込）		
使用期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日		
売上実績 (本or杯or個)	令和5年度 (4月～3月)	令和6年度 (4月～3月)	令和7年度 (4月～12月)
	—	—	—
その他の条件	・設置面積は自動販売機 1 台につき 2 m ² （回収箱分含む）とします。		

設置場所図面

病棟 1 階 自販機コーナー



自動販売機設置場所図 (1階ATM裏拡大図)

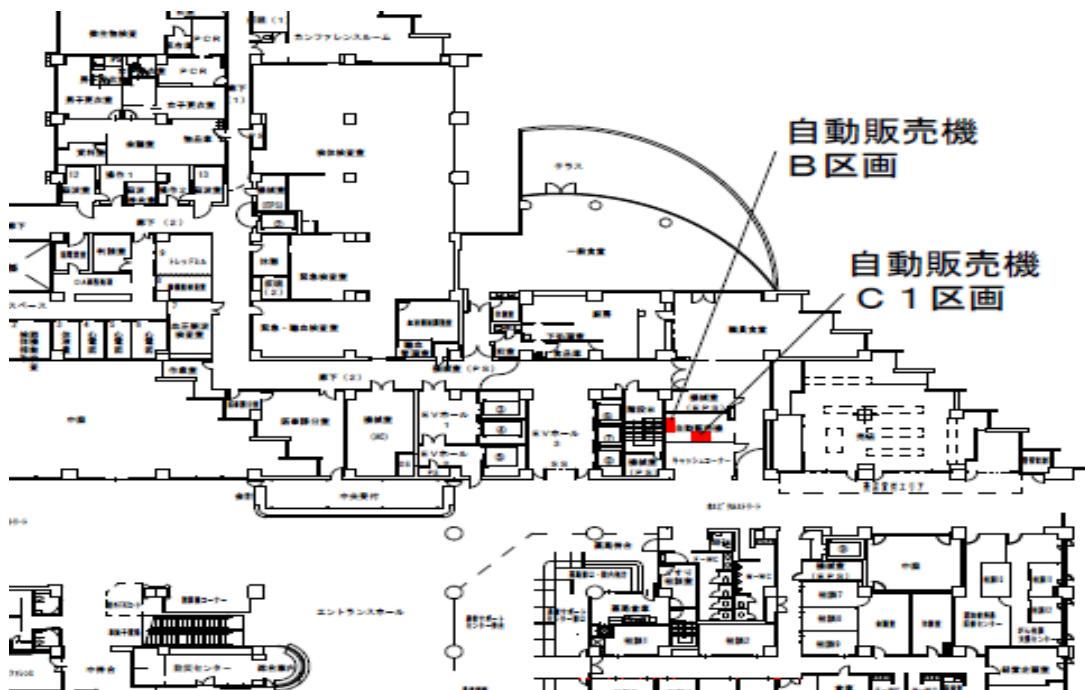


物件番号 2

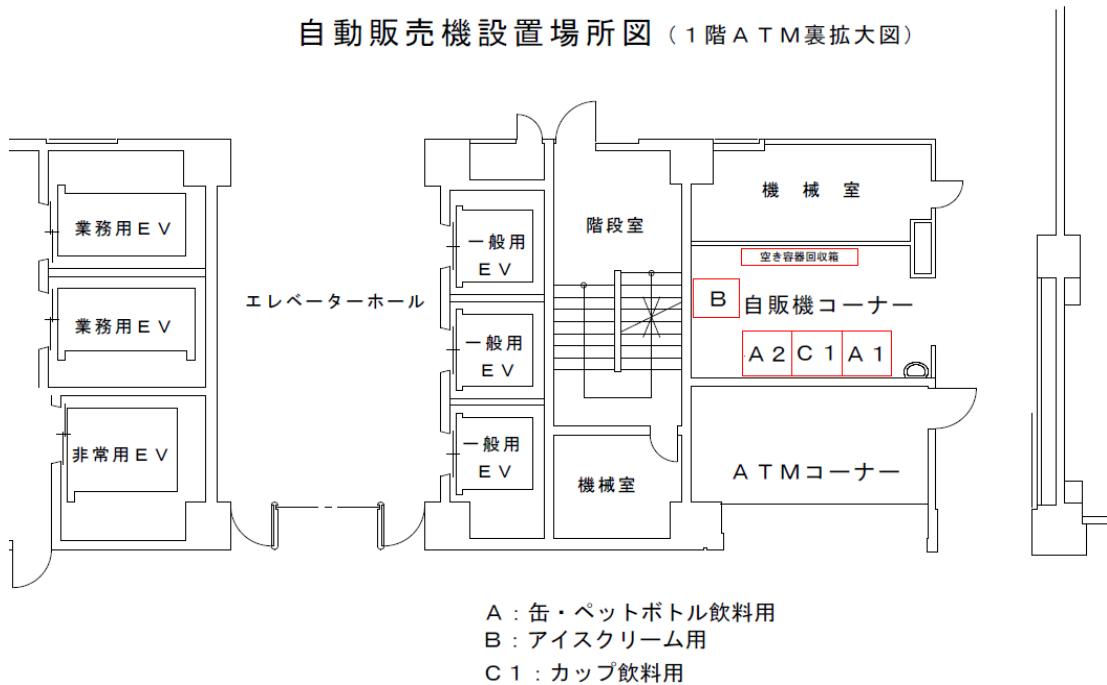
区画名	C 1～C 5
施設内設置場所	C 1：病棟 1 階自販機コーナー C 2：病棟 2 階談話室 C 3：病棟 4 階談話室 C 4：病棟 6 階談話室 C 5：病棟 8 階談話室
自動販売機のタイプ	飲料（カップ）、飲料（缶・PETボトル）
最低使用料（年額）	338,400円（税込）
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
売上実績 (本or杯or個)	令和 5 年度 (4 月～3 月)
	5,677,940円
その他の条件	・設置面積は、自動販売機 1 台につき 2 m ² （回収箱分含む）とする。

設置場所図面

病棟1階 自販機コーナー



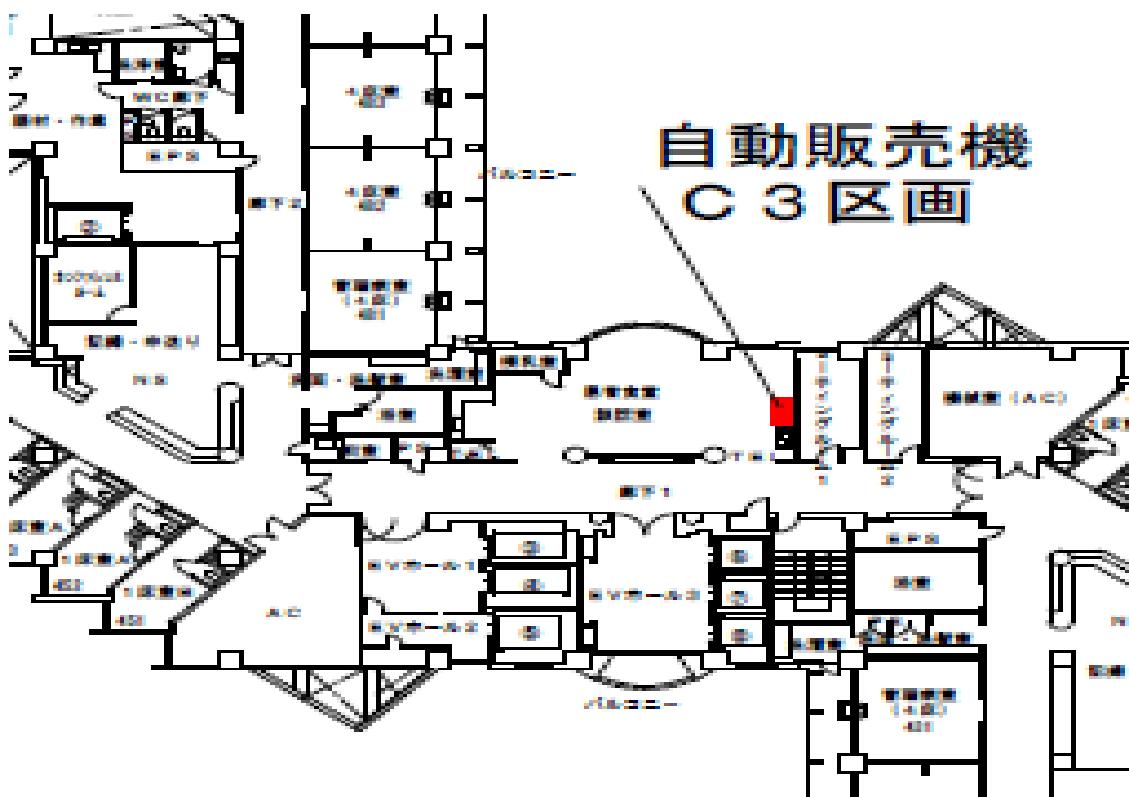
自動販売機設置場所図 (1階 ATM裏拡大図)



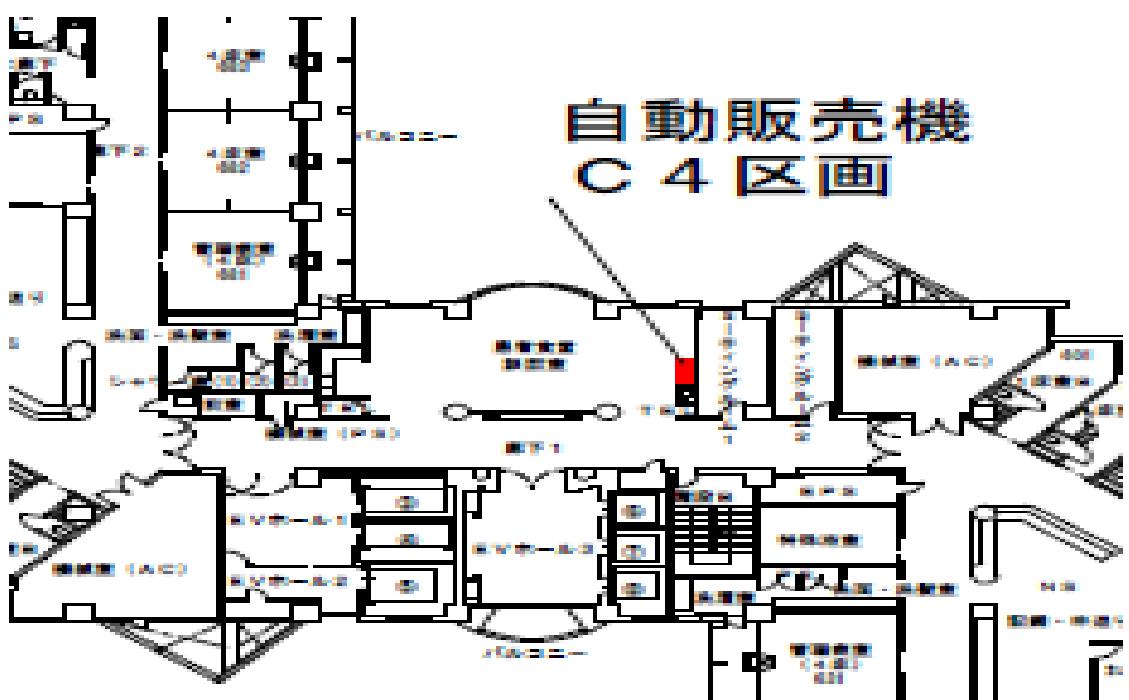
病棟 2階 談話室



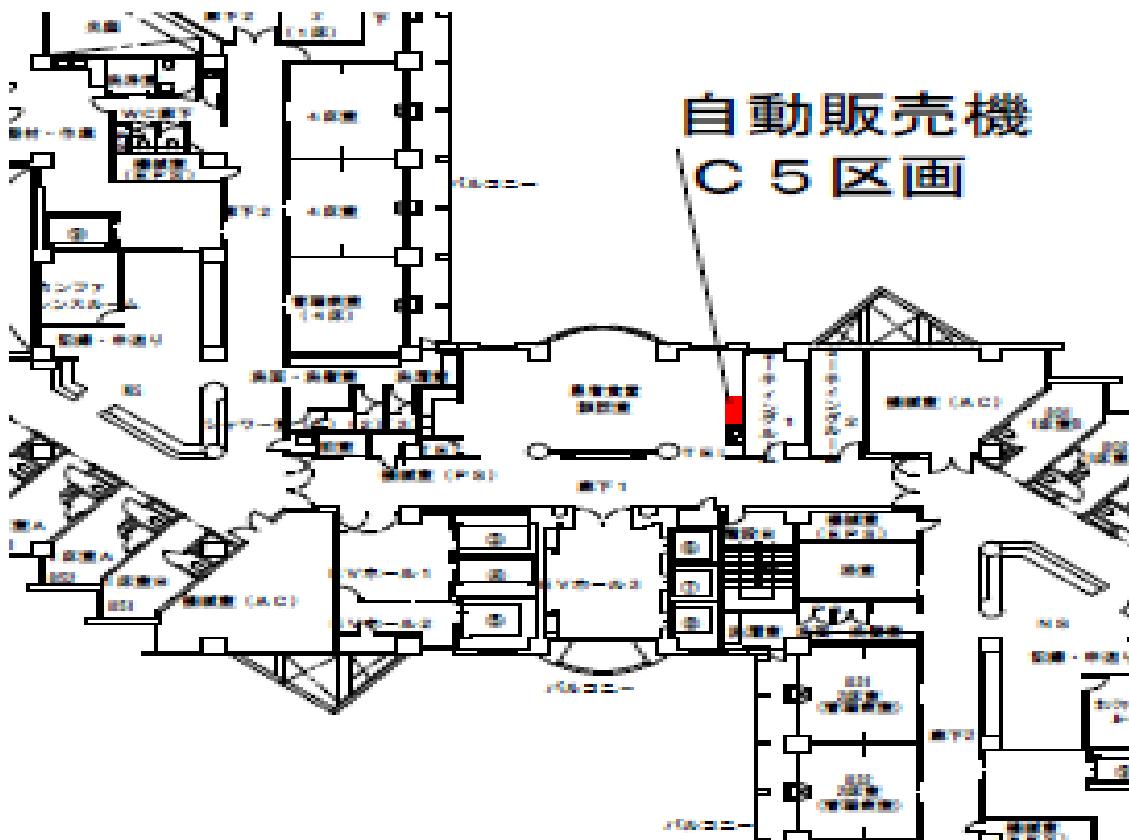
病棟 4 階 談話室



病棟 6 階 談話室



病棟 8 階 談話室



物件番号 3

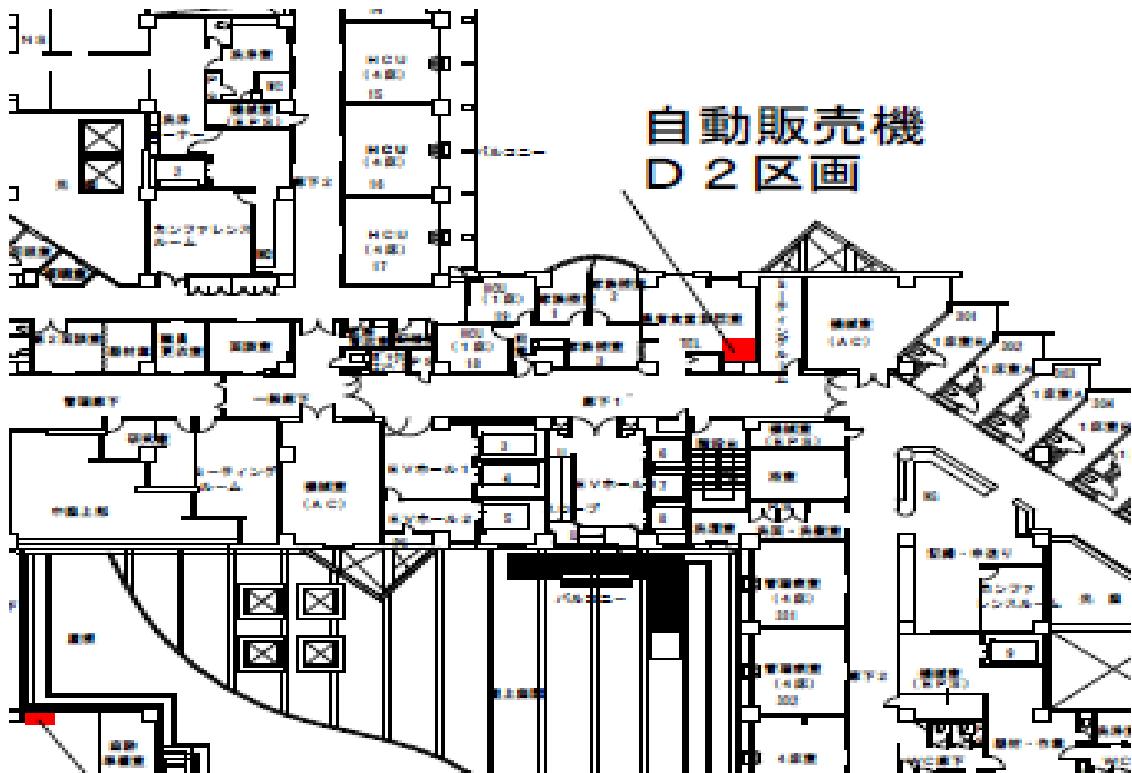
区画名	D 1 ~ D 5		
施設内設置場所	D 1 : 病棟 1 階自販機コーナー D 2 : 病棟 3 階談話室 D 3 : 病棟 5 階談話室 D 4 : 病棟 7 階談話室 D 5 : 西棟 2 階談話室		
自動販売機のタイプ	飲料 (カップ) 、飲料 (缶・P E T ボトル)		
最低使用料 (年額)	338, 400円 (税込)		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日		
売上実績 (本or杯or個)	令和 5 年度 (4 月～3 月)	令和 6 年度 (4 月～3 月)	令和 7 年度 (4 月～12 月)
	5, 449, 220円	5, 979, 600円	4, 401, 960円
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> 設置面積は、自動販売機 1 台につき 2 m² (回収箱分含む) とする。 D 1 区画において、販売品目に無料の水・お湯を含める。 		

設置場所図面

診療棟 1 階 自販機コーナー

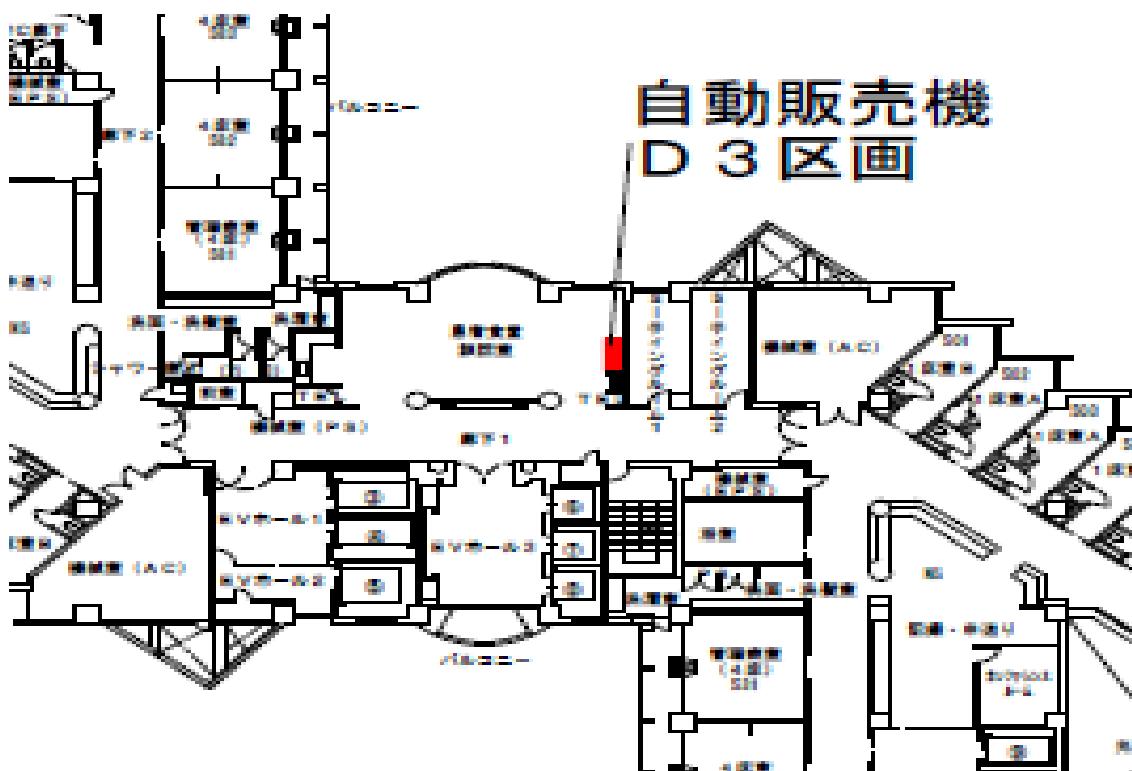


病棟 3 階 談話室



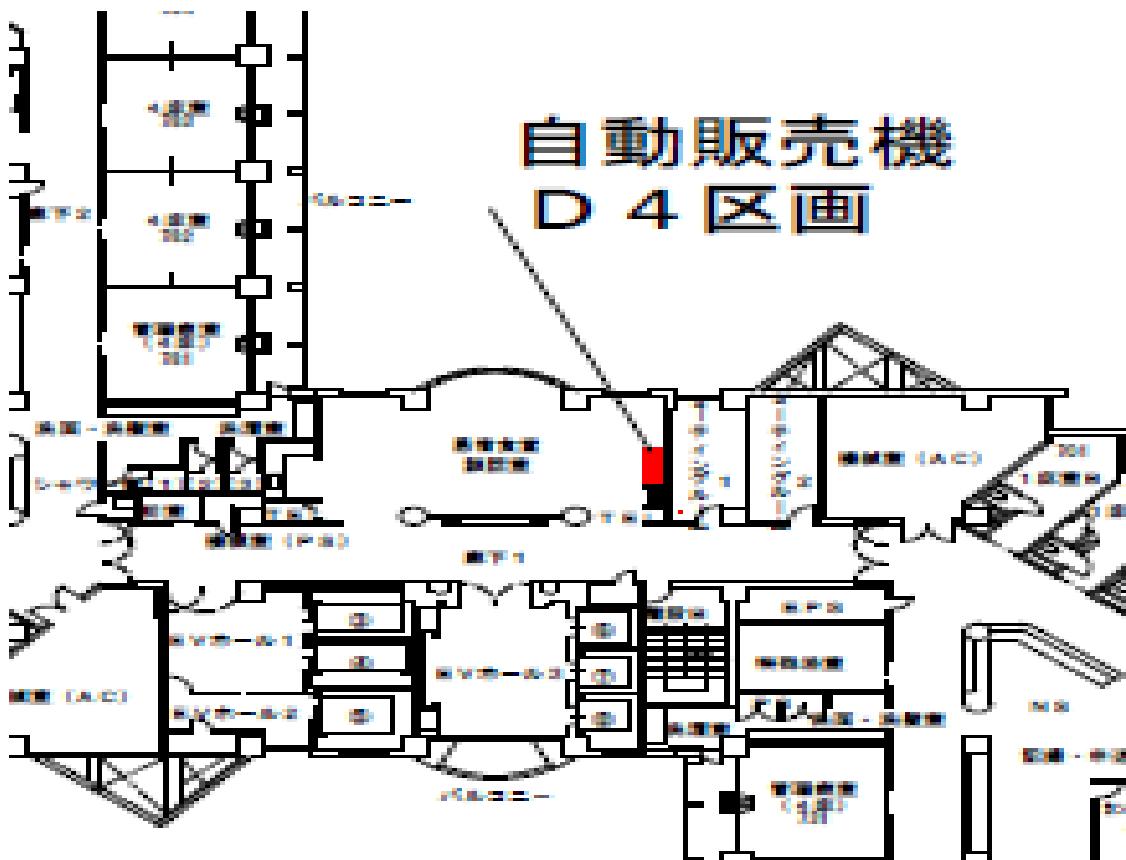
自動販売機
D 2 区画

病棟 5 階 談話室

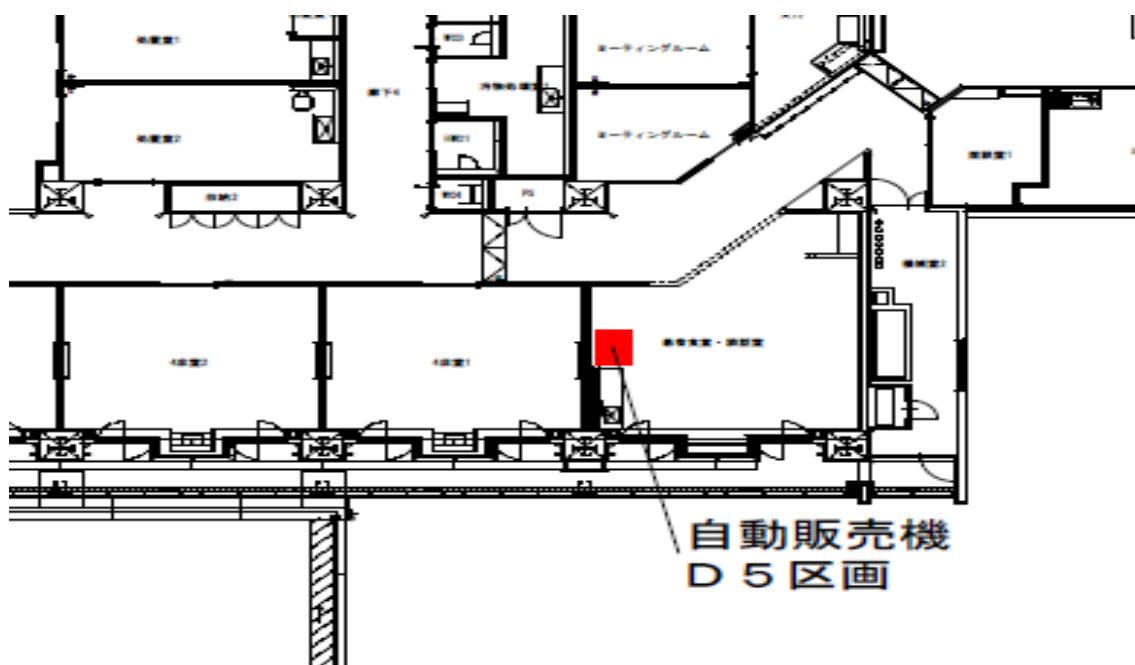


自動販売機
D 3 区画

病棟 7 階 談話室



西棟 2 階 談話室



物件番号 4

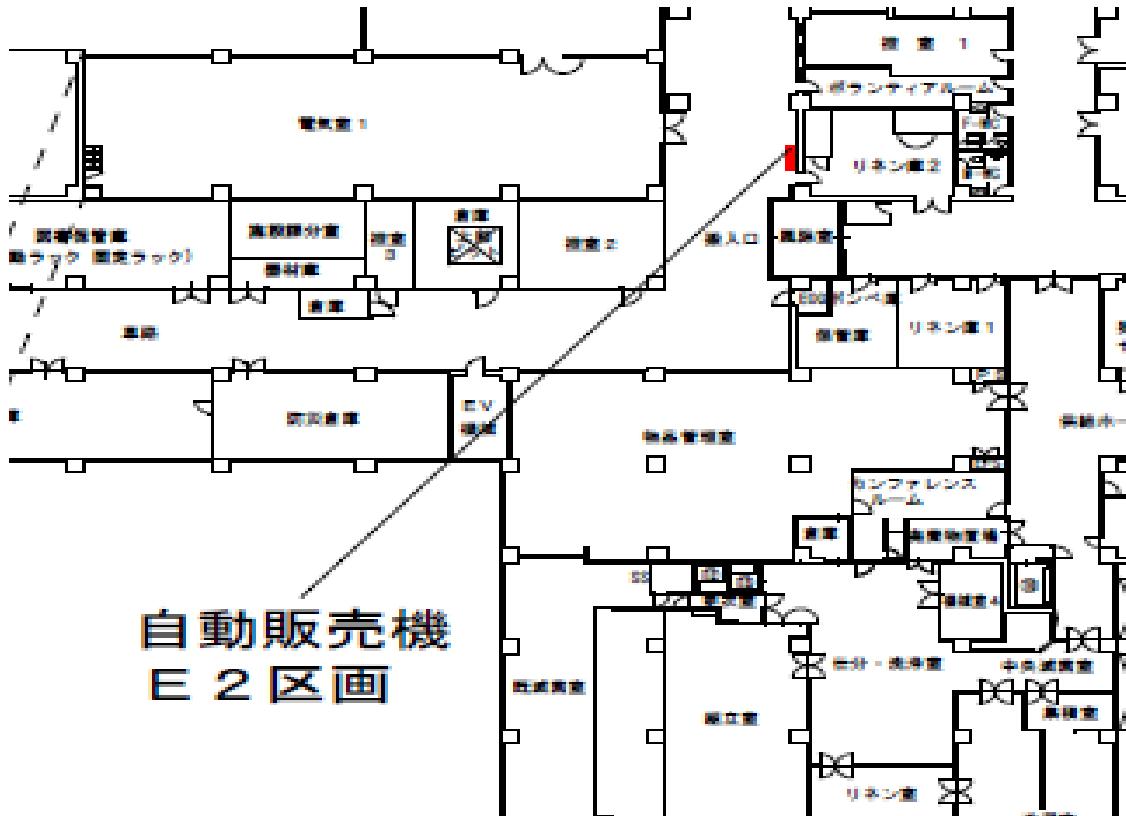
区画名	E 1～E 3
施設内設置場所	E 1：診療棟3階手術室 E 2：病棟地下1階供給口 E 3：西棟地下1階医局室
自動販売機のタイプ	飲料（カップ）、飲料（缶・P E Tボトル）
最低使用料（年額）	203, 040円（税込）
使用期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
売上実績 (本or杯or個)	令和5年度 (4月～3月)
	2, 643, 250円
その他の条件	・設置面積は、自動販売機1台につき2m ² （回収箱分含む）とする。

設置場所図面

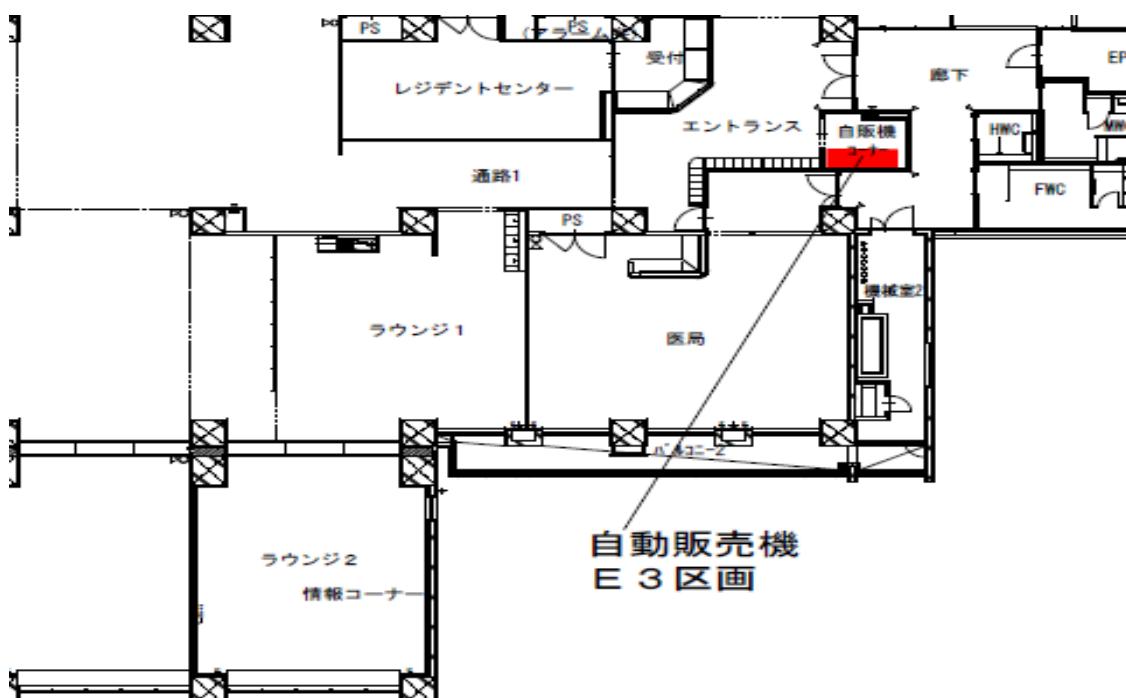
診療棟3階 手術室



病棟地下1階 供給口



西棟地下1階 医局

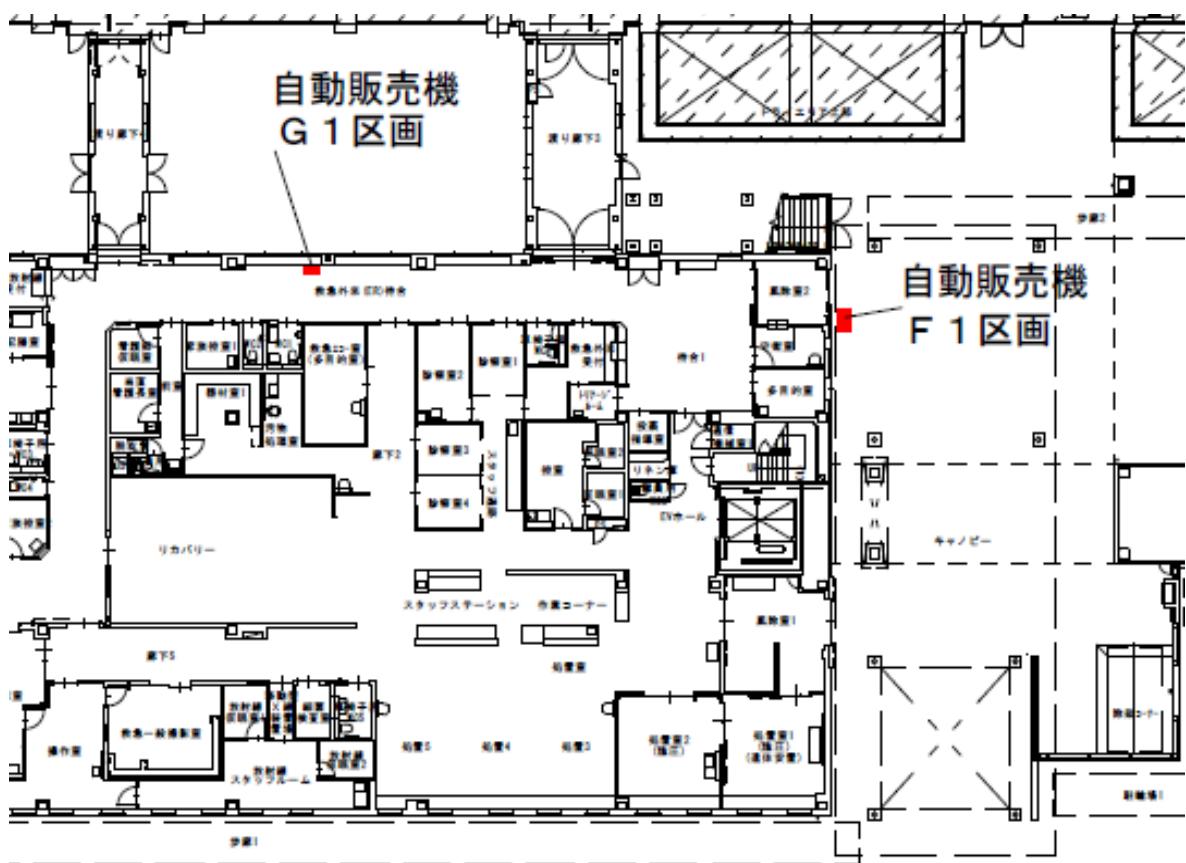


物件番号 5

区画名	F 1		
施設内設置場所	F 1 : 救急棟 1 階玄関前		
自動販売機のタイプ	飲料 (缶・P E T ボトル)		
最低使用料 (年額)	67, 680円 (税込)		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日		
売上実績 (本or杯or個)	令和 5 年度 (4 月～3 月)	令和 6 年度 (4 月～3 月)	令和 7 年度 (4 月～12 月)
	1, 874, 680円	1, 903, 360円	1, 531, 410円
その他の条件	・設置面積は、自動販売機 1 台につき 2 m ² (回収箱分含む) とする。		

設置場所図面

救急棟 1 階 玄関前

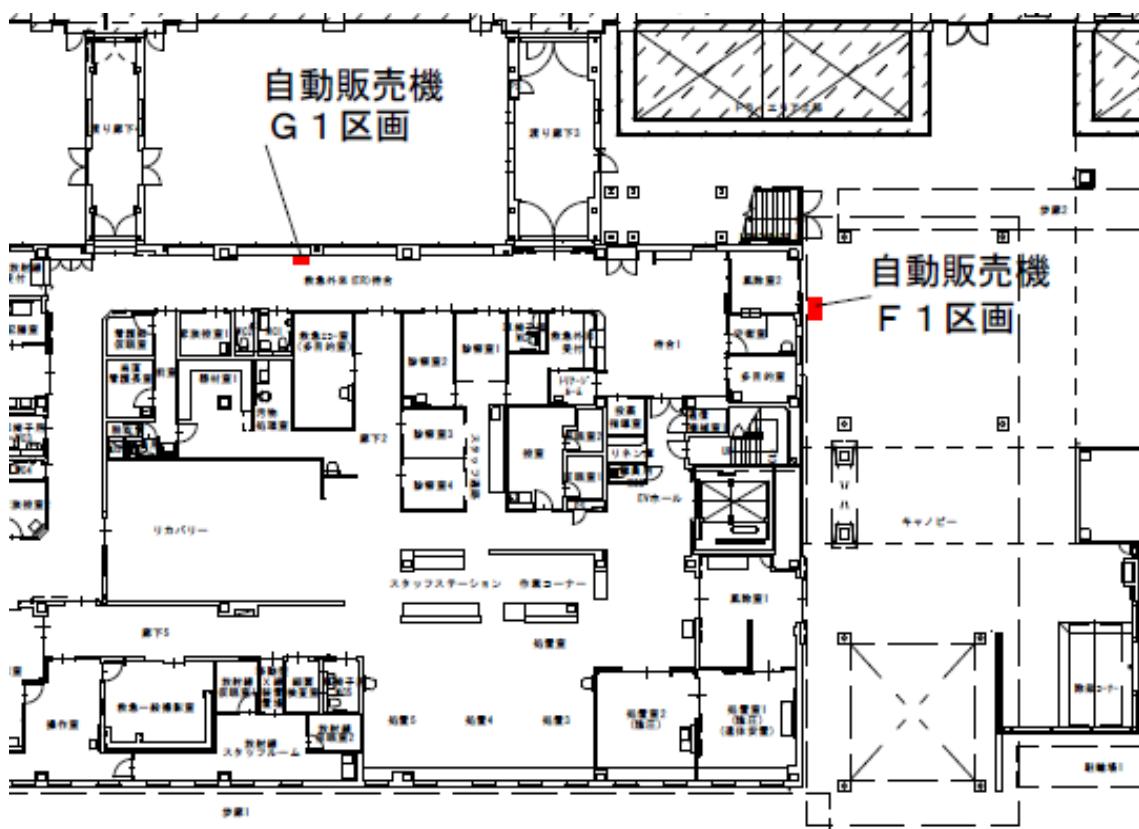


物件番号 6

区画名	G 1		
施設内設置場所	G 1 : 救急棟 1 階待合廊下		
自動販売機のタイプ	飲料 (缶・P E T ボトル)		
最低使用料 (年額)	67, 680円 (税込)		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日		
売上実績 (本or杯or個)	令和 5 年度 (4 月～3 月)	令和 6 年度 (4 月～3 月)	令和 7 年度 (4 月～12 月)
	1, 111, 010円	1, 459, 050円	1, 087, 020円
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> 設置面積は、自動販売機 1 台につき 2 m^2 (回収箱分含む) とする。 販売品目に経口補水液 (O S - 1) を含めること。 		

設置場所図面

救急棟 1 階 待合廊下



【参考】関係法令等抜粋

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

岡崎市税外収入の延滞金に関する条例（昭和45年3月30日条例第10号）

（延滞金の徴収）

第3条 市長又は水道事業及び下水道事業管理者は、税外収入について、法第231条の3第1項の規定により督促状を発した場合においては、延滞金を徴収するものとする。

（延滞金の額）

第4条 税外収入に係る延滞金の額は、当該税外収入の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に100 円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

【問合せ・郵送先】

〒444-8553 岡崎市高隆寺町字五所合 3番地 1

岡崎市民病院事務局施設課管理係

TEL (0564) 66-7007 FAX (0564) 25-2913

岡崎市民病院ホームページ <http://www.okazakihospital.jp/>

Eメール byoinshisetsu@city.okazakilg.jp